

## 清川村防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱

(平成20年2月1日制定)

### (目的)

第1条 この要綱は、村が設置又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し必要事項を定めることにより、村民等のプライバシーに配慮した防犯カメラ等の適切な取扱いを確保することを目的とする。

### (適用)

第2条 この要綱は、別表に掲げる部局等に適用する。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 防犯の目的で設置されたもののほか、施設管理、防災等設置目的のいかんにかかわらず、不特定多数の者を撮影する場所に設置された画像撮影装置で、かつ、画像記録の機能を有するものをいう。
- (2) 所属 第2条に規定する部局の、課及び出先機関をいう。
- (3) 画像 防犯カメラ等により撮影された画像をいう。
- (4) 記録媒体 画像を記録した媒体をいう。

### (設置場所・撮影範囲)

第4条 所属の長は、防犯カメラ等を設置する場合には、当該目的を達成するために必要な範囲を撮影する場所に設置するものとする。

### (設置表示)

第5条 所属の長は、防犯カメラ等を設置する場合には、撮影される者が防犯カメラ等が設置されていることを認識できるよう、設置施設、設置地域等に設置表示を行うものとする。

### (管理責任者の指定等)

第6条 防犯カメラ等を設置又は管理する所属に防犯カメラ等管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

- 2 管理責任者は、所属の長、又はこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、所属の職員の中から、防犯カメラ等の操作を行う職員(以下「操作者」という。)を指定するとともに、操作者以外による防犯カメラ等の操作を禁止するものとする。

### (管理責任者の責務)

第7条 管理責任者は、次の各号に掲げる責務を有するものとする。

- (1) 適切な画像の取扱いに努めること。
- (2) 画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないこと。
- (3) 操作者が画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう注意喚起を行うこと。
- (4) その他防犯カメラ等の適切な設置及び管理に関し、必要な措置を講じること。

( 操作者の責務 )

第 8 条 操作者は、管理責任者の指示に従い、画像を適切に取り扱うとともに、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないものとする。

( 画像の管理・保管期間等 )

第 9 条 画像の管理・保管期間等については、漏えい、滅失、き損、改ざん防止等画像の安全管理のため、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 画像を加工又は複写しないこと。
- (2) 記録媒体は、その形状により、施錠できる保管庫への保管又は部屋の施錠等あらかじめ定めた防護された場所に保管すること。
- (3) 保管場所からの記録媒体の持ち出しをしないこと。
- (4) 画像の保管期間は、1 か月以内の必要最小限の期間とすること。
- (5) 保管期間が終了した画像は、初期化、上書き等により、確実に消去すること。
- (6) 記録媒体を廃棄する場合には、破碎、裁断等画像の再生が不可能な措置を講じること。

( 画像の利用及び提供の制限 )

第10条 管理責任者は、原則として、防犯カメラ等の設置の主たる目的以外の目的のため、画像を利用しないものとする。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、画像を他者に提供してはならないものとする。

- (1) 法令等の規定に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
- (3) 村民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

3 管理責任者は、前項各号に該当する場合においても、防犯カメラ等画像利用申請書(様式第1号)の提出を求める等プライバシー保護等の観点から提供の必要性を検討した上で提供するものとする。

4 管理責任者は、第2項の規定に基づき、他者に画像を提供した場合には、防犯カメラ等画像提供簿(様式第2号)に記録し、保管するものとする。

( 苦情の処理 )

第11条 管理責任者は、防犯カメラ等の設置又は管理に関し、村民等から苦情又は問い合わせがあった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

( 財産及び運用状況の把握 )

第12条 所属の長は、防犯カメラ等を新設、増設又は廃止した場合には、当該事由が発生した日から1か月以内に、総務課長に届け出るものとする。

2 前項に規定する届出は、防犯カメラ等新設(増設)届(様式第3号)又は防犯カメラ等廃止届(様式第4号)によるものとする。

3 総務課長は、第1項の規定に基づく届出及び運用状況をとりまとめ、清川村情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。

( 清川村個人情報保護条例の遵守 )

第13条 管理責任者及び操作者は、防犯カメラ等により撮影し、収集した個人情報(清川村個人情報保護条例(平成17年清川村条例第21号)第2条第4号に規定する「保有個人情報」をいう。)

を取り扱う場合には、清川村個人情報保護条例の定めるところによるものとする。

(委託等に伴う措置)

第14条 所属の長は、防犯カメラ等の設置若しくは管理業務を委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。)する場合、又は、設置若しくは管理を許可する場合には、当該委託契約書等にこの要綱に準じて遵守すべき事項を明記するなど、受託者等がこの要綱に準じた取扱いをするよう必要な措置を講じるものとする。

(協議)

第15条 所属の長は、第4条から第10条及び第14条の規定により難いとする相当の理由があると認められるときは、総務課長と協議の上、別の取扱いをすることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 所属の長は、施行日に現に設置されている防犯カメラ等がある場合には、施行日に新設されたものとみなし、第12条第1項に規定する届出を行うものとする。

別表(第2条関係)

総務部
民生部
建設経済部
議会事務局
教育委員会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局

管理責任者 殿

申請者名 \_\_\_\_\_

### 防犯カメラ等画像利用申請書

利用したい画像の 防犯カメラ設置場所	
利用したい画像の日時	年 月 日
利用目的・理由	
備 考	

「清川村防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱」及び「清川村個人情報保護条例（平成17年清川村条例第21号）」の規定を遵守してください。



総務課長 殿

所属長名 \_\_\_\_\_

防犯カメラ等新設（増設）届

設置施設名	
設置日	年 月 日
設置台数	屋内 台 ・ 屋外 台
設置場所及び 主な撮影対象	
設置目的	防 犯 ・ 施設管理 ・ 防 災 ・ その他（ ）
設置表示 掲示場所	
管理方法	設置所属で管理 ・ 業務委託等（指定管理者制度等を含む） [ 委託等相手方： ]
管理責任者	
記録媒体	ビデオテープ・DVD・ハードディスク・その他（ ）
画像保管期間	
防犯カメラ等 の財産区分	建物の一部 ・ 工作物 ・ 備 品 ・ その他（ ）

管理責任者については、所属の長以外を指定している場合のみ、その職を記載すること。

総務課長 殿

所属長名 \_\_\_\_\_

防犯カメラ等廃止届

廃止施設名	
廃止年月日	年 月 日
廃止の内容	全 部 ・ 一 部
廃止台数	屋内 台 ・ 屋外 台 一部廃止後の設置台数 屋内 台 ・ 屋外 台
廃止理由	
廃止後の記録媒体の取扱い	